

スタート！市民活動を支援します 市民活動支援公募事業補助金

問 経営企画課 ☎(55)7133

市では、市民の皆さんなどが中心となつて行う公益的な事業を支援するため、事業に必要な費用の一部を補助します。市民主体の地域づくりを進めるために、ぜひこの補助金を活用してください。

市民活動支援公募事業補助金の概要

▼補助対象／次の要件をすべて満たしている市民活動団体

- ・市民活動を行っている、または行う意思があると認められる5人以上で構成された団体であること
- ・本市内に活動拠点を有し、市民活動の効果が本市内で生じること
- ・組織の運営に関する規約、会則などの定めがあることなど

▼補助対象事業／市民活動団体が実施する公益的な事業

- ※認められない事業
- ・国や他の地方公共団体、民間団体などから補助金などの交付を受ける事業
- ・宗教活動や政治活動を目的とする事業など

▼補助対象経費(表1)／補助対象事業に直接必要な経費

- ※認められない経費
- ・市民活動団体の経常的な運営経費(事務所の賃借料、光熱水費など)
- ・市民活動団体の構成員に対する人件費や謝礼など

(表1)

費用	内容
報償費	講師および専門家への謝礼など
旅費	交通費、宿泊費など
需用費	消耗品費、書籍等の購入費、印刷製本費など(食糧費は除く)
役務費	通信運搬費、保険料、原稿料、翻訳料など
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械器具の借上料など

▼補助金額／補助対象経費の5分の4の額(限度額：10万円)

▼補助対象期間／1団体につき年度ごとに1事業。事業開始年度を起点として、3年度を限度とします。

▼選考方法／市民活動支援公募事業補助金審査委員会において、公開プレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行います。

補助金申請を募集します

▼募集期間／5月1日(火)～7月20日(金)

※申請書は、経営企画課に直接提出

▼事前相談／7月10日(火)までに事業内容などを経営企画課に相談してください。

▼選考時期／8月中旬予定

第2次行政改革大綱を策定しました

問 経営企画課 ☎(55)7133

平成30年度を初年度とする第2次総合計画に位置づけた、これからの地域づくりや市民の豊かな暮らしの実現に向けた事業を推進するために、第2次行政改革大綱を策定しました。

第2次行政改革大綱の概要

1. 計画期間／平成30年度～平成33(2021)年度

2. 基本理念／「経営型行政運営のさらなる推進」市民から信頼される、安定した行財政運営

3. 目標／「第2次総合計画」を推進する行財政体制の確立

- ①行政サービスの提供について、市、市民、地域、NPOおよび民間企業などさまざまな担い手が適切に役割分担し、幅広く連携・協働する姿をめざします。
- ②限られた行政の経営資源(財源・人材・資産・情報・時間)を最大限に活用することにより、さらなる行政サービスのコストパフォーマンス(費用対効果)や質の向上をめざします。
- ③多種多様な行政ニーズに応え続けられるよう、強固な財政基盤の確立をめざします。

4. 視点／①地域や民間の力の結集
②行政の経営資源の最大限の活用
③事務事業の積極的な見直しと財政健全化

5. 主要取組事項10本の柱および個別取組事項

主要取組事項10本の柱	個別取組事項項目数
①市民などとの連携・協働	14項目
②民間活力の活用	6項目
③事務事業の見直し	30項目
④市外郭団体、特別会計・公営企業の健全経営	8項目
⑤市有資産の適正管理(公共施設等の活性化を含む)	12項目
⑥「地方分権改革」や「まち・ひと・しごと創生(地方創生)」の推進への対応と自治体間の連携	3項目
⑦人材の育成・活用、職員に対するワーク・ライフ・バランスの推進	7項目
⑧組織の活性化	4項目
⑨定員の適正管理	1項目
⑩健全で持続可能な財政基盤の確立	17項目

パブリックコメント結果

平成29年12月1日から28日にかけて、市民の皆さんから行政改革大綱案に対する意見の募集を行いました。

▼意見提出人数・件数／3人・10件
いただいた意見の概要と市の考え方は、経営企画課窓口およびホームページでご覧いただけます。

